

西粟倉村
過疎地域持続的発展市町村計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
岡山県英田郡西粟倉村

目次

1. 基本的な事項	1
(1) 西粟倉村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
3. 産業の振興	12
4. 地域における情報化	16
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	17
6. 生活環境の整備	19
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	21
8. 医療の確保	23
9. 教育の振興	24
10. 集落の整備	26
11. 地域文化の振興等	26
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	27
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	27
14. 参考	28
(1) 過疎地域持続的発展特別事業分事業計画	28

1. 基本的な事項

(1) 西粟倉村の概況

ア. 西粟倉村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

a 自然的条件

本村は岡山県の最東北端に位置し、北は鳥取県智頭町、東は兵庫県宍粟市の外、東西南を岡山県美作市に接する県境の村である。また、村内の標高は 270～1280 メートルで年間平均気温約 11 度、年間平均降水量約 2,000 ミリメートルの積雪寒冷単作地帯にある農村である。

一方、地理的には、県都岡山市から 92.5 キロメートル、地方生活圏の中心地である津山市から 52.8 キロメートル、鳥取市まで 53 キロメートル、広域生活圏の中心地美作市から 35.8 キロメートルの位置にあるものの、村内を南北に縦貫する国道 373 号及び鳥取自動車道が山陽と山陰を結ぶ幹線道路であることから、その交通量も多く岡山県の最東北端部に位置しながらも交通の要衝に位置している。

地形的には、東西 9.0 キロメートル、南北に 13.5 キロメートル、総面積 57.97 平方キロメートルの峡谷型（V型）に属しており、村の中心を南流する吉野川沿いに集落が点在している。この吉野川は、水量も豊富で岡山県の三大河川のひとつである吉井川の支流として重要な河川であり、水温が低く早稲の水稻栽培には適しているが、耕地面積が総面積の 4%未滿と極めて低い割合となっている。

また、地質的には本村の東側を除く大半は花崗岩でできており、火山岩等と異なり造岩鉱物の粒が大きいいため気温の変化に対する崩壊が起こりやすく、また極めて風化しやすいものとなっている。

b 歴史的条件

西粟倉庄は元禄年間にでき、この当時は長尾、影石、塩谷、坂根、大茅の 5 村からなっており、筏津、知社の 2 村は小原庄に属していた。この後天領、私領の様々な支配を受け、幕末期においては、大茅、塩谷、影石、筏津、知社の 5 村は明石藩に、坂根、長尾の 2 村は常陸土浦藩にそれぞれ属していた。明治維新を経て、明治 22 年の町村制の施行に伴い、大茅、坂根、影石（塩谷村は明治 5 年影石村に合併）、長尾、筏津、知社の各村が合併して「西粟倉村」となり、今日にいたっている。

また、昭和及び平成の合併には参加せず、単独自治体として自主・自立の道を選択し、村の優位な基盤を活かした「住んでみたくなるような村」の実現に向けて、挑戦を続けている。

c 社会的条件

本村は、住民間、行政間においても、隣接の美作市と密接な関係にある。また、本村の中央部を縦貫する国道 373 号は鳥取・兵庫県を結ぶことから鳥取県及び兵庫県との関連が深い。特に平成 25 年 3 月の鳥取自動車道（中国横断自動車道姫路鳥取線）全線開通以降、鳥取県及び兵庫県との社会的な結びつきは、より強くなっている。その他、中国自動車道を利用すると大阪までの所要時間は約 2 時間、また智頭急行智頭線を利用すると鳥取市・姫路市までそれぞれ 40 分、大阪市まで約 2 時間と道路・鉄道交通網等の発展により着実に経済圏、社会圏が拡大している。本村は、都市から都市への「自然豊かな中継点」としての機能を拡大しつつあり、そのような社会的条件を着実に活かす施策の推進が必要である。

d 経済的条件

本村は、従前から農林業を中心とする第 1 次産業に依存してきたが、近年第 2 次産業、第 3 次産業への依存度が高くなっている。

農林業に従事する者も多いが、高齢化に加え、その規模は零細で、生計内での依存度はかなり低い。

農業については、ほ場整備及び機械化により省力化を進めているものの、小規模なほ場が点在し、不利地で耕作放棄地が存在するようになるなど、集約化による経営強化が難しい。また、寒冷地であるため、生産性は低く、加えて近年、猪や鹿などの獣による農作物被害がより深刻となっている。

また、林業については木材市況の低迷により、経営が困難となっており、これにあわせて後継者不足も深刻な問題となってきたが、平成 20 年度から、これまで 50 年かけて育てた木を更に未来に向けて、付加価値の高いものとしていく「百年の森林づくり事業」を村の重要施策の一つとして取組を始めたことにより、6 次産業化などで有効に活用しながら、林業従事者及びこれを扱う製材所や加工業者、大工等森林関係者の所得の安定及び雇用の創出が進み、更なる取組の充実、成熟が林業を中心とした村内事業者の経営安定につながりつつある。

観光については、前述した社会的条件のとおり本村は都市と都市を結ぶ中継点として多数の通過客があることから、恵まれた森林資源など、自然を活かした観光開発によって振興を図ってきた。今後は、商工振興施策である「ローカルベンチャー事業」などから生まれている個々の魅力的な活動を集約し、村の新たな観光資源とし、一通過地点とならないよう村を目的として訪れる人を増やしていくための仕組みの構築が必要となる。

e 地域指定の状況

豪雪地帯（昭和 38 年）、山村振興地域（昭和 43 年）、農業振興地域（昭和 48 年）

イ. 西栗倉村における過疎の状況

a 人口等の動向

本村の人口の推移は、昭和 55 年以降減少傾向にある。令和 2 年の国勢調査においては全体としての減少幅は抑えられているものの、平成 27 年に一度上昇した 0 歳～14 歳の年少人口が再び減少に転じている。

高齢化率は、上昇しており、年少人口の減少と合わせて少子高齢化が進行している状況である。

b これまでの過疎対策と現在の課題及び今後の見通し

昭和 45 年に過疎地域の指定を受けて以来、総合的な基本計画を策定し着実に進めてきた。その結果、道路網、上下水道及び高速情報通信網の整備等生活基盤は着実に整備されてきた。また、若者定住、雇用の場の創出のために整備した観光施設は、一定の成果を生み、平成 5 年頃までは過疎化に歯止めをかけることができた。しかし、バブル経済の崩壊後地方経済が衰退し、雇用の場や教育の場を求めて若い世代の転出が続いていきたが、平成 20 年から取り組んできた「森林」を軸とした村独自の施策により、人口減少のスピードは緩やかになってきている。

農林業においては、生産性の向上を図るためほ場整備、農道及び林道の整備に努めて一定水準の基盤整備が実現できた。特に平成 21 年度から取り組んでいる「百年の森林事業」を通じて、豊富な森林資源の付加価値を高め、その活用のため林道網、作業道網の整備を行い、林業とこれを取り巻く産業が活性化し、産業としての基盤が高まり、U I J ターン者の増加、雇用の確保につながった。結果、林業においては林業後継者や建築関係者など林業関連への若者の就業は続いたが、高齢退職者数を上回るまでには至っていない。農業においては後継者不足に悩んでいる状況である。

本村の高齢化率は、増加傾向にあり、介護の重度化に対応した介護サービス体制のより一層の充実が必要である。本村では高齢者を在宅で支える保健・医療・福祉のシステム整備を進めてきた結果、過疎地域の模範となる介護体制を構築することができた。今後も元気高齢者には、野菜づくり、生きがいづくり等による社会参加可能な場を提供すると共に、要介護高齢者には居宅サービス、要支援高齢者には介護予防の充実など、在宅で暮らせる体制づくりを行い「住んでみたくなるような長寿社会づくり」の実現を目指していく必要がある。

また、「誰一人取り残さない」むらづくりを進めていくために、自主性・自発性によりあらゆる分野で多様性の創出を受け入れていくとともに、地域内のつながりを育む場を公民で生み出していくことが求められる。

ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、岡山県の総合計画における位置づけ等に配慮した西粟倉村の社会経済的発展の方向の概要

西粟倉村は、岡山県にありながらも社会・経済の両面において兵庫県及び鳥取県とのつながりが強い。現在も、国道 373 号を通じ、人的・物的両面においてこれらとの交流を深めている。鳥取自動車道の全線開通以降、村を取り巻く環境は大きく変わり、村民等の行動範囲も飛躍的に広がっている。

このような状況の変化から、単に山陽と山陰、京阪神と山陰とを結ぶ通過地点とならないために、特に京阪神等から見て魅力がある自然を戦略資源とし、観光施策を中心としたむらづくりを今後も強力に進めていく必要がある。

また、平成 25 年には環境モデル都市、平成 26 年にはバイオマス産業都市、令和元年には SDGs 未来都市に選定され、持続可能な地域創出に取り組んでいる。「森林」を軸とした村独自の施策も根付きつつあり、移住者も着実に増えつつある一方、地域を取り巻く環境は、依然として人口減少・少子高齢化社会やこれまで経験したことのない気象災害への対応、本格的な脱炭素社会の到来、誰一人取り残さないを基本理念とした SDGs の実践など、地域の産業構造にさらなる大きな展開を加えることが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移及び動向

下表の国勢調査の結果を見ると本村の人口の推移は、昭和 55 年以降減少傾向にある。

令和 2 年の国勢調査においては全体としての減少幅は抑えられているものの、平成 27 年に一度上昇した 0 歳～14 歳の年少人口が再び減少に転じている。

高齢化率は、上昇しており、年少人口の減少と合わせて少子高齢化が進行している状況である。

また、人口の見通しとしては、急速な人口減少が見込まれることから、第 6 次西粟倉村総合振興計画では、令和 32 年（2050 年）に人口 1,000 人を維持することを目標として掲げている。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 1,923	人 1,939	% 1.0	人 1,684	% △13.2	人 1,472	% △12.6	人 1,398	% △5.0	
0 歳～14 歳	319	359	12.5	184	△48.7	191	3.8	178	△6.8	
15 歳～64 歳	1249	1,120	△10.3	924	△17.5	776	△16.0	725	△6.6	
うち 15 歳～29 歳(a)	359	247	△31.2	246	△0.4	159	△35.4	155	△2.5	
65 歳以上(b)	355	460	29.6	573	24.6	505	△11.9	495	△2.0	
(a)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-	
若年者比率	18.7	12.7		14.6		10.8		11.0		
(b)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-	
高齢者比率	18.5	23.7		34.0		34.3		35.4		

表 1 - 1 (2) 人口の見通し (第 6 次西粟倉村総合振興計画)

区分	令和 2 年	令和 12 年	令和 22 年	令和 32 年
社人研推計	1,398 人	1,238 人	1,132 人	1,040 人
近年の状況を踏まえた独自推計	1,398 人	1,177 人	993 人	817 人
目標人口	1,398 人	1,209 人	1,100 人	1,004 人

イ. 産業の推移及び動向

本村は、従前より農林業を中心に生計を維持してきたが、高度経済成長期（昭和 30 年～昭和 48 年）に若者を中心に人口流出が急激に進んだ。担い手を失った村は第 1 次産業中心の産業構造からの脱却を目指し、昭和 40 年代後半から企業誘致（主に製造業）に力を入れると同時に観光立村を唱え、観光業で雇用創出を進めた。結果、Uターン現象も生まれ、第 2 次、第 3 次産業就業人口比率は急速に伸び、昭和 60 年、平成 2 年には人口が微増するなど、過疎化に歯止めをかけることが出来た。しかしながら、平成 3 年のバブル経済の崩壊を期に観光産業も製造業も行き詰まり、誘致企業の倒産、撤退、観光施設の閉鎖や縮小で村の全産業が衰退した状況にある。そこで、本村の最大の資源である森林を活用した地域再生に取り組むこととし、平成 21 年度から「百年の森林事業」を行い、西粟倉村の森、木を利用したむらづくり、新しい産業の創出を通じて、雇用の確保や人口の維持に努めてきた。

表 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,014	人 960	% △5.3	人 814	% △15.2	人 740	% △9.1	人 691	% △6.6
第 1 次産業 就業人口比率	% 27.1	% 15.9	-	% 16.1	-	% 14.5	-	% 12.3	-
第 2 次産業 就業人口比率	% 41.8	% 44.9	-	% 34.4	-	% 33.2	-	% 29.1	-
第 3 次産業 就業人口比率	% 31.0	% 39.2	-	% 49.5	-	% 52.3	-	% 58.6	-

（3）行財政の状況

ア. 行政の状況

本村は、明治 22 年に 6 村が合併し、現在の行政区を形成している。職員数は村長、副村長、教育長を含め、44 人（うち一般行政職 41 人、令和 7 年 4 月 1 日現在）で総務企画課、産業観光課、建設課、保健福祉課の 4 課及び出納室の体制をとっている。

教育委員会については、教育長の下、総務係、社会教育係、社会体育係の体制をとり、1 中学校、1 小学校、1 幼稚園、1 公民館を設置している。

イ. 財政の状況

本村において一般会計の歳出総額に占める過疎対策事業費の割合は極めて高い。本村では、過去より同事業において、生活環境・交通環境・産業振興基盤の整備を推進しており、将来を考える上でも過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業の展開は財政的な観点だけでなく重要な意味を持っている。

本村においては、過疎地域対策緊急措置法（S45）・過疎地域振興特別措置法（S55）・過疎地域活性化特別措置法（H2）・過疎地域自立促進特別措置法（H12）・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（R3）に基づいた過疎対策事業に積極的に取り組み目的を達成しているが、当該事業の他、辺地対策事業や一般事業による地方債が増加し、平成17年度会計では、実質公債比率が20.7%に達した。平成18年度より公債費負担適正化計画及び財政健全化計画を策定し、財政健全化を図った結果、令和2年度会計では、同比率は9.8%となっている。引き続き行政の効率的な運営を図りながら過疎対策事業に重点的に取り組む必要がある。

表 村財政の状況（単位：千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	2,407,740	2,330,310	3,696,436
一般財源	1,273,821	1,307,779	1,658,796
国庫支出金	388,377	134,190	579,250
県支出金	227,631	264,306	190,951
地方債	281,302	198,143	571,285
うち過疎債	(132,500)	(134,100)	(427,100)
その他	236,609	425,892	696,154
歳出総額 B	2,203,356	2,152,002	3,555,156
義務的経費	685,716	746,265	942,850
投資的経費	592,121	337,733	946,024
うち普通建設事業	591,789	337,123	902,767
その他	528,879	831,044	678,815
過疎対策事業費	396,640	236,960	987,467
歳入歳出差引額 C (A - B)	204,384	178,308	141,280
翌年度へ繰り越すべき財源 D	81,821	13,399	51,273
実質収支 C - D	122,563	164,909	90,007
財政力指数	0.130	0.130	0.131
公債費負担比率	16.3	17.1	16.7
実質公債費率	13.3	9.1	9.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.1	88.6	88.1
将来負担比率	69.4	-	10.6
地方債現在高	2,215,086	2,138,428	3,986,689

ウ 主要公共施設等の整備状況

公共施設の整備状況については、下表のとおり概ね良好な整備状況にあるものと考えられる。道路関係では改良率・舗装率とも良好であるが、特に冬期間での安全な通行を確保するため、除雪・消雪対策について考慮しながら集落間の道路を中心に改良に取り組む必要がある。

また、本村における林業の重要性から林道の開設・改良については、村内 5,500 haの山林を守り、育てるとともに豊かな森林空間を活かした観光開発を含めて今後も一層積極的に取り組む必要がある。

なお、上水道の整備については、令和 2 年度末で普及率 99.5%と概ね良好な整備状況にある。また、汚水処理施設についても平成 8 年に供用を開始し、令和 2 年度末で普及率 99.9%となっており河川の汚濁防止等による自然・生活環境保全に機能を発揮している。

表 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年 度末	平成 2 年 度末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末	令和 2 年 度末
市町村道					
改良率 (%)	49.5	68.5	75.0	78.2	77.8
舗装率 (%)	89.3	93.5	99.4	99.4	99.9
農道 延長 (m)				12,811	11,377
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	27.9	0.9	67.2	—	83.0
林道 延長 (m)				57,194	60,940
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	12.0	8.3	9.5	—	11.3
水道普及率 (%)	37.8	86.0	99.5	98.6	99.5
水洗化率 (%)	0.0	0.0	72.36	87.1	99.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	3.1	3.1	3.3	3.7	4.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第6次西粟倉村総合振興計画に掲げる将来像及び基本理念を本計画における基本方針とする。

ア. 村の将来像

令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第6次西粟倉村総合振興計画における将来像「生きるを楽しむ 百年の森林に育まれたむら」を本計画においても将来像とする。

イ. 村づくりの基本理念

①全ての人の「生きがい」を育む

全ての西粟倉村に関わる人が、その人らしさを認め、活かし、活躍できるむらづくりを目指す。そして、生きがいを感じ、住み続けたいと思えるむらづくりを目指す。

②豊かな自然とのつながりを育む

村の大きな魅力であり資源でもある森林をはじめとした自然を今後も守り育てると共に、子どもから高齢者まで自然を身近に感じるむらづくりを目指す。

③将来への希望を育む

ICT や IoT などの基盤と DX に取組むための環境整え、村が抱える立地的な課題と向き合い、未来志向の安全で安心な暮らしのできるむらづくりを進める。

④村民が関わりあい・支えあう

多様性を尊重しつつ、支えあい誰一人取り残さないむらづくりを目指す。また、自立した自治体として健全で安定した財政基盤を確立し、柔軟な行政運営を行う。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)に記載した当村の持続的発展の基本方針及び第6次西粟倉村総合振興計画に基づき、本計画全般に関わる基本目標を以下のとおり設定する。

【基本目標値】 全体人口 1,200人 (目標年度：令和12年度)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、予算編成時や各分野別に策定する個別計画の中で適宜評価を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村では、平成 28 年 3 月に西栗倉村公共施設等総合管理計画を策定し、次の管理目標と基本的な考え方を定めている。

【管理目標】

- ① 維持管理費用を財政負担内に収まる公共施設等運営を行う。
- ② 施設の更新等を行う場合は、庁内連携を図り、より効率的・効果的な更新となるよう検討を行う。

【基本的な考え方】

1. 安全・安心・社会福祉の資する
2. 経済活動を生む施設とする
3. ヒト・モノ・カネの循環を生むものとする
4. 地域の資源（ヒト・モノ・技術）を使う
5. 村全体での施設等管理を行う

本計画において、公共施設等の整備や運営、維持管理については、管理目標及び基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、効率的・効果的に実施するよう努めていく。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本村の人口は減少しているが、ここ数年は減少傾向が緩やかになっている。

地域おこし協力隊の受け入れや百年の森林事業などを通じてU I ターン者が増加しており、これら増加する移住者に対して、空き家などの確保・整備、公営住宅の整備など、移住希望者のニーズに応じた住宅の供給を行い、増加する移住者の住宅需要に対して一定の成果があったものと思われるが、まだ住宅が不足する状態が続いており、空き家対策と併せた住宅の供給が課題となっている。

また同時に、既に村に住んでいる人々がここに住み続けたいと思え、定住できる取り組みも必要である。今後も引き続き、U I ターン者への起業・創業支援などの産業振興や多様な定住促進策を進めるとともに、移住者とその集落に住む地元住民との関係性が構築されていない例も多いことから、集落で受け入れる意識の醸成と体制が必要となる。

(2) その対策

- 村へのU I ターンのニーズ・動向を的確に捉え、村の魅力や住宅、雇用などの生活情報の発信に努める。
- 移住者の定住化促進のため、公営住宅の整備や移住者向け住宅への転換、空き家の活用及び改修への支援、起業者などをターゲットとしたしごと・くらし応援住宅の建設など、様々な住宅確保策を検討し、計画的な住宅確保に努める。
- 村民がいつまでも住み続けたいと思い、住み続けられるよう、様々な視点からの定住促進策に取り組み、村民が転出しない環境づくりに努め、定住率を高める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	地域活性化空き家改修支援事業	西粟倉村	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

本村は山間農業地域で、農業経営体及び経営耕地面積も年々減少している。圃場は吉野川に沿って標高 270m～550m の間に棚田状にあって規模が小さく、規模的営農には制約がある上、日照・冷水・湧水等により農業生産力は低い。

一方、農業従事者の高齢化、営農意欲の低下により農作業受託組織の稲作作業の受託は増えており、高冷地気候を活かした水稻、アスパラガス、黒大豆等の特産物もあるが規模は零細である。併せて、猪・鹿による農作物被害が深刻となっており、獣害防止柵の設置など、引き続き対策強化の取組が必要である。

参考資料 農業経営体及び経営耕地面積

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農業経営体	計	150	114	79
	うち主業経営体	11	9	4
	うち準主業経営体	31	16	10
	うち副業的経営体	108	89	65
経営耕地面積【ha】		154	101	83

資料：農林業センサス

イ. 林業

本村の林野率は 93% と高く、林業は村の基幹産業と位置付けているが、木材価格の低迷と林業従事者の高齢化、後継者（担い手）の不足等から林業経営は極めて難しい状況にあると言える。

しかし、「百年の森林事業」着手以降、村内の対象山林約 3,000ha のうち約半数の森林の集約化が進み、適切で効率的な森林管理が行われるようになったが近年は受託面積が伸び悩んでいる。また、管理森林の多くが伐期を迎え、効率的な林業経営をしていく上で、高性能林業機械の導入並びにそれらを使用可能にする作業路網の整備を推進していく必要がある。

また、気候変動の影響による土砂崩れ等の可能性が危惧され、木材生産林のためだけでなく林業に向かないエリアの山林の多面的機能を向上させる取り組みも求められている。

参考資料 百年の森林事業 長期施業管理契約受託面積

	令和 2 年度	令和 6 年度
長期施業管理契約受託面積【ha】	1,470	1,427

資料：西粟倉村調べ

ウ. 観光

本村の観光資源は、兵庫・鳥取・岡山3県にまたがる「氷ノ山後山那岐山国定公園」を含む豊かな自然といくつかの文化財、史跡から構成されている。

特に、『若杉天然林』は人工林化を進めた本村においては貴重な天然資源として整備保護が必要であり、人と自然との調和を基調とした自然活用型の整備が求められる。また、若杉天然林・ダルガ峰・駒ノ尾を結ぶ林道開設により林道周辺の観光化への基盤づくりが可能になった。

既に過疎対策により整備された「レストセンターあわくらんど(後に道の駅に登録)」・「あわくら旬の里」・温泉施設「黄金泉」、消費の落ち込みにより厳しい経営状況が続いている。また、新たに整備した宿泊施設も集客には苦戦している状況となる。新型コロナウイルスの流行以降、これまでのスタイルによる観光産業は低迷し、マイクロツーリズム等旅行ニーズが変化する中、新たな観光分野、業態も生まれつつあるが村の観光が大きく変わっている状況には至っていない。

また、鳥取自動車道開通により、村へのアクセス手段は増えたが、反面、通過点となり、観光客数は全線開通前と比較したところ減少しているため、目的を持って訪れてもらうための観光施設及び周辺の再整備を行う必要がある。また、「ローカルベンチャー事業」等から生まれた多様な起業家により、村内各所で行われている体験ワークショップや視察などの活動を集約し、村の観光資源として提供していくことで、村を訪れる人を増やしていくための仕組みの構築が必要となる。

参考資料 主要観光施設の年間観光客数

	令和2年度	令和6年度
主要観光施設の年間観光客数【万人】	10	7.5

資料：西粟倉村調べ

(2) その対策

ア. 農業

- 高齢者・女性の生産意欲をより高める施策を講じるとともに村外の人材も活用した若い世代の就農支援など、農業経営に意欲のある担い手の育成・確保に取り組む。
- 共同営農や農業法人の設立促進、農地の集約化などによる経営の効率化に関する支援や営農しやすい圃場整備等に取り組む。
- 有機農業によるブランディングやふるさと納税の返礼品としての提供など、農産品を村外で積極的に展開することで、より付加価値の高い農業を推進する。
- 獣による農作物被害を減少させるため、柵等による防護に加えて積極的な捕獲により、個体数を減少させるほか、捕獲した猪・鹿を加工して商品開発につなげる等、多方面で獣害対策に対する取組を行う。

イ. 林業

- 森林を木材産業だけではなく、生物多様性保全機能、地球環境機能、土砂災害防止機能など多面的に捉えて潜在的価値を掘り起こしていく。
- 「百年の森林事業」を継続的に進めるとともに、木材生産だけでなく、森林の多面的機能を向上させ、森林資源から価値の最大化を図ることで、環境面だけでなく、経済面、社会面にもアップスパイラルに影響を与えることを目指した森林 Re Design の取り組み等を推進する。
- 林道網の舗装及び補修、作業路網の開設及び補修、森林認証の取得及び認証林の拡大、未利用林地残材等の木質チップ等での利用促進、木の家・木工品の開発及び販売、自然環境教育、エコツーリズムの開発等を進める。
- 林業の6次産業化を引き続き進めるとともに、森林の多面的機能を向上させる取り組み等を通じて、山の所有者や村民の多様な森と関わる機会を創出していく。
- 計画的な施業が行えるよう、GIS等を活用し、施業の可視化に努める。
- 子どものおときから木とふれあう環境を作っていく。

ウ. 観光

- 大茅スキー場再整備による目的地型観光や道の駅再整備などのハード事業を進めて村の観光を再構築していく。
- 観光資源の掘り起こしと魅力発信、新たなツーリズム等ソフト・ハード両面での開発を進める。

エ. その他産業

- 特定地域づくり事業協同組合により事業者と労働者のニーズを調整しながら、柔軟な働き方を支援していく。
- 村内でのベンチャー企業の促進を図るため、起業に向けた支援を継続していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1)基盤整備 農業	農道橋梁補修 8橋	西粟倉村	
		農道橋補修 農道中ブラ線中ブラ橋 L=14.6m、 W=2.5m	西粟倉村	
		農道橋補修 農道山際線山際橋 L=11.5m、W=4.0m	西粟倉村	
		頭首工補修更新 31カ所	西粟倉村	
	(1)基盤整備 林業	林道開設 林道竹の頭ダルガ峰みはらし線 L=1,310m	西粟倉村	
		林道改良 林道塩谷北線 L=500m	西粟倉村	
		林道改良 林道湯船線 L=250m	西粟倉村	
		林道橋梁補修 21橋	西粟倉村	
		林道橋梁補修 林道佐淵線佐淵1号橋 L=1橋、 W=3.3m	西粟倉村	
		治山堰堤浚渫	西粟倉村	
		森林基盤整備事業	西粟倉村	
	(4)地場産業 の振興	木質バイオマス利用促進施設の整備	西粟倉村	
	(9)観光又は レクリエーシ ョン	大茅スキー場再整備事業	西粟倉村	
		道の駅再整備事業	西粟倉村	
		観光施設大規模改修事業	西粟倉村	
	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業	鳥獣害防止対策事業	西粟倉村	
		大型農業機械購入助成事業	西粟倉村	
		木育推進事業	西粟倉村	
		高性能林業機械助成事業	西粟倉村	
		創業支援事業	西粟倉村	
		農業振興調査研究事業	西粟倉村	
		百年の森林事業	西粟倉村	
		農業振興助成事業	西粟倉村	
(11)その他	特定地域づくり事業協同組合事業	西粟倉村		
	残土受入地の整備（盛土擁壁・湧水処理）	西粟倉村		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
西粟倉村全域	製造業、情報サービス業等 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(1) 現状と問題点及び(2) その対策に記載のとおり

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本村では平成 18 年度に光ファイバ網を整備し、利用しているのは令和 7 年 2 月末時点で 514 回線と全 611 世帯中 84.1% (テレビ利用のみも含む) に普及している。これに加え、それ以上に普及したスマートフォンを含めるとインターネットを利用して情報を取得できる世帯が確実に増加している。

また、各種手続きにおいても、本村では書面と Web の併用申請の活用を進めているが、書面での申請が約半数程度という状況を鑑みても、Web による手続きや情報発信を主軸とする段階ではない。

従前の紙媒体や Web 媒体など複数の情報伝達手段を持つことは、災害時など有効であるが、すべてを維持することはヒト・モノ・カネに大きな負担がかかるため、引き続き住民が利用しやすい形での Web を活用した伝達手段を模索していく必要がある。

(2) その対策

- 携帯電話等の無線技術を使って村内全域を対象とした WIFI 環境を整備する。
- WIFI 環境を対住民サービスだけでなく、行政サービスを行う関連施設などにも導入し、維持管理の効率化を行う。
- 高齢者でも比較的使用率の高い LINE の活用や Web コンテンツの普及などリテラシーの向上も図っていく。

(3) 計画

事業計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	情報基盤インフラ整備	西粟倉村	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 交通施設の整備

本村の交通体系は、村中央部を南北に縦貫する国道 373 号を軸として、村道・林道・農道が有機的な関連をもって各集落を結ぶことによって形成されている。国道 373 号については、道の駅「あわくらんど」から県境まで志戸坂峠道路として、バイパス道路が整備されている。そして、鳥取自動車道全線開通により、鳥取と関西圏、山陽地方間の道路交通事情も大きく改善された。

これに伴い、村内の交通量は増加したが、受け皿となる本村の村道・林道・農道は、道幅が狭く地域住民と来村者の通行が両立できなくなっている。鳥取自動車道の整備に併せて緊急輸送道路ネットワークの一翼を担い、各村道の整備をする必要がある。

各集落内及び集落間をつなぐ生活道路については舗装・改良率とも概ね良好であるが、橋梁、トンネル、舗装、法面及び付属施設は老朽化が進み、保全対策が必要となっている。また、冬期間の積雪時には道路の除雪・融雪に困難をきたしており改良に取り組む必要がある。除雪対策については除雪車両の耐用年数が経過し、老朽化が進んでいるため更新が必要になっている。

イ. 交通手段の確保

車を運転できない高齢者が増加する中、これらの方の通院、買い物などの生活の足を確保するための交通手段は、福祉バス運行・タクシー利用補助を実施するなど、高齢者層を対象とした地域交通の確保に努めてきた。しかし、十分な交通手段の確保にはなっていないため、誰でも村内の施設やサービスを利用できるような公共交通のあり方、また村外への利便性向上となる地域交通について検討が必要である。

また、本村の中央を南北に縦貫している鉄道である智頭急行智頭線には村内にあわくら温泉駅、西栗倉駅の 2 駅があり、鳥取、岡山、大阪等への重要な交通手段となっている。

ウ. 農道、林道関連道の整備

(産業の振興欄に記載)

(2) その対策

ア. 交通施設の整備

- 村道・林道・農道の整備では、集落間の生活道を優先して改良を行い、積雪時の除雪・融雪機能向上に努める。

イ. 交通手段の確保

- 高齢者等自分で自動車を運転できない地域住民への支援対策としてタクシー助成事業の推進など、村外への交通手段を確保するための新たな地域交通の確保に取り組む。
- 智頭急行智頭線については、地域住民への利用の呼びかけなど、更なる利用促進に取り組む。

ウ. 農道、林道関連道の整備

(産業の振興欄に記載)

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	狹隘道路整備 村道長尾線 L=595m	西粟倉村	
		村道舗装更新 L=52.3km	西粟倉村	
		村道法面補修 27カ所	西粟倉村	
		村道法面補修 村道筏津知社線ブロック積擁壁	西粟倉村	
	(1)市町村道橋りょう	村道橋梁補修 56橋	西粟倉村	
		村道橋梁補修 村道粟倉線梨ヶ谷橋 L=16.5m、W=8.0m	西粟倉村	
	(8)道路整備機械等	除雪車更新 3台	西粟倉村	
		除雪車更新 1台 除雪ドーザー11t級 WA200-8Y型 汎用プラウ付き	西粟倉村	
		除雪基地補修	西粟倉村	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	外出サービス支援事業	西粟倉村	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上水道・集落排水の管理

本村では、平成 11 年度に水道未普及地域解消事業に着手し、簡易水道の普及率は平成 26 年度末には 99.0%を達成したが、その一方で、昭和 60 年代から整備した水道設備の水道管については、法定耐用年数の経過や年間数件の漏水発生に対応している状況となる。

また、汚水処理施設は、水系が一体で地形も下流域に向けて一勾配であり、かつ農地と宅地が連担した地形構造であることから全村で農業集落排水事業により整備計画を策定し、令和 2 年度末で 93.7%の水洗化率となっている。電気機器を含むポンプ設備等については、故障発生の都度対応している状況となる。これらインフラにおいては計画的な更新が求められている。

イ. 消防設備の整備

本村の消防組織（消防団）は、4 部構成（分団はない）、団員定数 140 名であるが、消防団員の高齢化と入団者の減少により定数維持にも苦慮しており、自主防災組織の設置・育成を含め防災体制の強化が必要である。なお、常備消防及び救急体制は美作市に委託している。また、集落内における生活道路が狭巾であり、地形的にも南北に 13.5 キロメートルと長いため、有事の際に現場到着時間の短縮と機動性に優れた設備の更新が必要となっている。併せて、近年の河川護岸改修により、自然水利が減少しており、防火水槽の一層の整備強化を図る必要がある。

ウ. 公営住宅の整備

村が政策的に確保した住宅は令和 6 年度末までに 92 戸となるが、条件不利地域に起因する民間住宅の不足やニーズの多様化など需要が上回っている状況である。併せて老朽化が目立つため、計画的な改修及び用途変更が必要となっている。

(2) その対策

ア. 上水道・集落排水の管理

- 将来のコストも踏まえた上で計画的に設備更新を行っていく。
- ポンプ設備等の更新を図る。

イ. 消防設備の整備

- 消防ポンプ自動車の更新を行うほか、地域住民の希望を調査して、防火水槽の設置を推進する。
- 自主防災組織の設置・育成を図っていく。
- FM告知放送、IP無線等、伝達機器の維持管理を行っていく。

ウ. 公営住宅の整備

- 入居希望者の潜在状況調査等により、必要に応じてニーズにあった住宅を建設する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	管路更新 L=40,9km	西粟倉村	
		管路更新 中央簡易水道 筏津地区 L=800m	西粟倉村	
		管路更新 中央簡易水道 知社地区 L=1,760m	西粟倉村	
		管路更新 中央簡易水道 役場周辺 L=350m	西粟倉村	
		管路更新 塩谷簡易水道 塩谷・谷口地区 L=1,110m	西粟倉村	
		管路更新 塩谷簡易水道 谷口・影石地区 L=1,930m	西粟倉村	
		管路更新 北部簡易水道 坂根地区 L=900m	西粟倉村	
		浄水場機器等更新	西粟倉村	
		管路機器等更新	西粟倉村	
		引谷浄水場第2水源ボーリング調査	西粟倉村	
		(2)下水処理施設 農業集落排水施設	汚水処理施設機器等更新	西粟倉村
	管路機器等更新		西粟倉村	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ゴミステーションの改修・新設	西粟倉村	
	(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	勝英衛生施設組合分担金	勝英衛生 施設組合	
	(6)公営住宅	住宅整備事業	西粟倉村	
(7)過疎地域持続的 発展特別事業	地域防災事業	西粟倉村		

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 高齢者

本村の高齢者数は減少傾向にあるが、高齢化率は上昇傾向にある。

今後も、高齢者の地域活動及び介護予防事業の推進により、要介護状態への移行防止を行うとともに、要介護となった後も医療介護の緊密な連携による在宅生活支援が求められている。

また、近年、認知症により要介護状態となる例が増加傾向にあることから、認知症の人とその家族を支えるために、地域と協働した体制づくり等、安心して地域で暮らすことができる体制整備や環境づくり等の取組が必要である。

イ. 障がい者

本村の障がい者は、半数以上が65歳以上の高齢者である。小規模自治体の限られたリソースの中で、高齢者福祉と共通するサービスは共有化を図り、障がい者固有のサービスは近隣市町との広域的取組によって充実を図る必要がある。特に、在宅サービスの充実を進めるとともに、生きがい活動づくり、自立を助ける環境づくり、地域で支えるシステムづくりが課題となっている。

また、特に本村は、障がいを持つ児童生徒が特別支援学校に通うためには、距離的な制約があるため、その対策が必要である。

ウ. 子ども

本村では少子化の進行と合わせて核家族で子育てを始める人が増え、子育てに伴うライフスタイル変更の難しさや、乳幼児期の育児の悩みが多様化している。雇用の場の確保など若者定住対策を強化するとともに、育児と仕事の両立や育児の悩み、子ども同士のあそび・ふれあいの機会の減少の不安、義務教育における複式学級や高等教育に伴う負担増の不安を和らげるため、本村と都市、近隣地域との交流を促進すること等により、親が安心して子育てでき、家族が子の健やかな育ちを大切にしながら、暮らしを充実できる環境づくりが必要である。

エ. 壮中年期

本村における主な健康課題は、主に男性の脳・心血管疾患とその背景にある生活習慣、高齢女性を主とした筋・骨格系疾患、肥満・非肥満問わない糖尿病リスク者、がん検診・精密検査の未受診者などへの対応が挙げられている。これら課題に対し、ポピュレーション及びハイリスクへのアプローチを組み合わせた取組が必要となっている。

(2) その対策

ア. 高齢者

- 生活習慣病予防や体操等の介護予防事業による健康づくり、保健・福祉・介護・医療の緊密な連携による支援体制、社会参加活動の推進による活躍の場とつながりをつくる施策を展開していく。
- 高齢者の在宅生活を支えるため、医療と連携し心身の変化に細やかに対応することができる訪問介護事業所・通所介護事業所・小規模多機能居宅介護事業所等の介護サービスの更なる充実を図る。
- 高齢者を対象とした外出支援サービスを行い、高齢者の利便性を高める。
- 高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、地域の支え合いによる取組を推進する。

イ. 障がい者

- 村内の障害福祉サービスの充実を図るとともに、勝英地域での広域整備の推進を進め、障がい者が地域で自分らしく暮らせるような施策を展開していく。
- 地域住民が障がい者とともにささえ合うシステムづくりを進める。
- 特別支援学校への入学が必要な児童生徒に対し、通学支援等のニーズを把握し、障がい児を抱える家族の負担軽減につながる支援を検討する。

ウ. 子ども

- 一貫した子育て対策を充実させるため、幼保一元化や地域との連携（地域ボランティアの協力）を深めていく。
- 近隣市町村や都市、地域間で交流できる機会を創出していく。
- 子育て世代包括支援センターを中心とした、妊娠・出産・育児期における切れ目ない支援体制を充実させる。

エ. 壮中年期

- 特定健診・特定保健指導及びがん検診（精密検査含む）の受診勧奨を行う
- 食育、スポーツ・ラジオ体操等運動の推進を広く行う。
- 個別の健康講座により健康的な行動のできる人を確実に増やすことと、治療中断や生活の極端な乱れなど疾病ハイリスク者への個別支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	いきいきふれあいセンター管理事業	西粟倉村	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	外出支援サービス	西粟倉村	
		地域福祉活動推進事業	西粟倉村	
		高齢者健康づくり推進事業	西粟倉村	

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

昭和 10 年に西粟倉村診療所を開設以来、岡山県、県内医療機関の協力を得ながら住民の健康管理に努めてきたところである。平成 14 年に診療所を保健センターと同時に新築移転し、保健・医療・福祉の拠点ゾーンを完成させたが、近年は医師不足により、近隣の医療機関から医師派遣を受けている。

また、診療所と村内の保健・福祉・介護機関との密な連携により、病気にかからない、悪化しないための対策も進めている。

(2) その対策

- 住民の健康管理を推進するため保健師と連携し、診療所の医師及び看護師等が中心となり、各種活動を通じて地域医療活動を推進していく。
- 保健福祉課の行う総合健診等各種健診、地域包括支援センターの取り組みと連携し、情報の一元化を図るとともに、対象者への早期の医療受診の勧奨、積極的な往診、細やかな医療相談等を行う。
- 国保診療所としての特性を活かしながら、近隣の医療機関との連携はもとより、健康づくりや介護事業などの情報共有による服薬支援など、保健・福祉分野や多様な医療専門職との連携を進めながら、幅広く充実した医療サービスを村内の診療所で安心して受けられるよう、医療体制の一層の充実に努める。
- オンライン診療や遠隔医療など、住み慣れた地域で暮らしながら、誰でも適切な医療サービスを受けられる環境整備に努める。
- 本村の 1 次医療を維持するために、県内の病院から医師を派遣してもらうなど医師確保対策の充実に努める。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3)過疎地域持続 的発展特別事業	西粟倉村国民健康保険診療所医 師確保事業	西粟倉村国民健 康保険診療所	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 教育の振興

本村の教育は、1園2校体制で行っている。いずれの学年も少人数で目が行き届きやすいなどの利点はあるが、競争意識が働きにくい、選択肢が少ないなどの不安を抱えている。また、少子化による複式学級化も懸念されている。施設的には老朽化という段階ではないが長寿命化に向け、定期的な点検、メンテナンスが必要である。

また、高等学校においては、授業料の無償化が国の政策によって実現し、県境である立地を活かし鳥取県や兵庫県の一部の高校には越県通学も可能となった。しかし、現状では津山市内で下宿をしての通学や高校進学と同時に親子共々村を出て、高校に就学しやすい所へ転出することが多くなっている。

イ. 図書館その他の社会教育等の施設等

令和2年4月に、様々な情報が集まる複合拠点施設として、あわくら会館・図書館が開館した。開館とともに本の貸出冊数も増加し、読書活動の普及につながっている。あわくら会館の開館にあわせ、村民主体によるイベントの仕組みが構築され、活動の成果を発表できる場ができつつある。その取り組みを村全体に広げていくことで、さらなる活性化が期待される。

一方で、これらの施設や機会などをあまり利用できていない層もあることから、あらゆる世代が社会とのつながりを意識しながら、全村民が「生きるを楽しむ」を体感できる支援やきっかけ作りが必要である。

(2) その対策

ア. 教育の振興

- 学校へ登校しづらい児童・生徒に対する学校と地域保健の連携や登下校の安全確保等子どもの生活環境を守るために学校と児童相談所及び児童福祉との連携など安心して子どもを育てられる環境づくりに努める。
- 近隣住民とあいさつ運動や学校支援ボランティアなどの取組を通じ、交流を積極的に行うとともに、学校・家庭・地域の連携強化を図りながら、地域での活動を通して郷土愛をはぐくむなど小規模校の特性を活かした教育を進める。
- 複式学級は学びの上で大きな制約となることが予想されるため、山村留学等、都市との交流により、単独学級として維持していく。
- 高校進学が住居の立地や親の経済状況に左右されないよう就学に対する支援などを行っていく。
- 幼・小・中において日頃から、ネイティブ英語を学べるよう ALT（外国語指導助手）の確保や海外でのホームステイなど英語・国際教育を推進する。

イ. 図書館その他の社会教育等の施設等

- 複合拠点施設「あわくら会館」を中心として、団体や個人など誰でも使用しやすい環境づくりを進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育 関連施設	教職員住宅（ラックハウス）改修 400 m ²	西粟倉村	
		小学校・中学校エアコン整備	西粟倉村	
		学校・スポーツ施設照明リニューアル化	西粟倉村	
		公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	西粟倉村	
		小学校・中学校ユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化（トイレ改修）	西粟倉村	
		学校施設の天井改修	西粟倉村	
		学校施設の長寿命化（壁面の補修、屋根の修繕）	西粟倉村	
		村民総合グラウンド整備事業	西粟倉村	
		百森留学拠点改修事業	西粟倉村	
		スクールバス購入事業	西粟倉村	
	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業	高校就学支援対策	西粟倉村	
		国際交流事業	西粟倉村	
図書館運営事業		西粟倉村		

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

村内には12の集落があり、ほとんどの集落で人口は減少しているが、コミュニティは比較的良好に維持されている。一方、若者の村離れ、高齢化社会の進展により独居老人や高齢者のみの世帯が増えており、今後のコミュニティ機能の維持が懸念される。

また、「百年の森林構想」などの取組により、移住者も年々増加しているが、住宅が不足しており、移住者向けの住宅確保が喫緊の課題となっている。一方、村内では空き家が増加しているが、利用されないまま老朽化が進んでいるものが多いため、住宅確保のため修繕し、有効活用できるよう早急に対策を行う必要がある。

(2) その対策

- コミュニティ活動の強化・推進のため、地域住民のふれあいの場としての集会施設の重要性から、老朽施設の再整備と快適な設備への転換を図る。
- 改修補助や空家等管理活用支援法人を支援など、空き家対策を推進する。
- 地域と連携した定住促進住宅や単身・ファミリー向けの村営住宅を整備していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(1)過疎地域集落再編整備	地域と連携した住宅整備事業	西粟倉村	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域活性化空き家改修支援事業	西粟倉村	

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本村では、若年者層の減少により郷土芸能の保存が困難になりつつ、それでも移住者が郷土芸能や神事などに参画する事例も見られている。大茅地区・長尾地区・引谷地区等では、古くから伝わる獅子舞や浦安の舞など若者が継承を続けており、令和2年には大茅地区入江神社獅子舞が新たに文化財に指定された。併せて、令和6年には智頭往来志戸坂峠越が国史跡に指定されている。

(2) その対策

- 無形文化財の担い手の確保に加えて、有形文化財の計画的な整備保全を行っていく。
- 活動の支援や発表の機会をつくるなど、文化活動を支える取組を進めていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度） 予定なし

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本村では、地理的、水利的に好条件である豊かな自然を生かして、小水力発電や木質バイオマス発電などの自然エネルギーの有効活用に取り組んでいる。

これまで環境モデル都市として、環境エネルギーに関する取り組みを推進してきたが、持続可能な暮らしのためには、エネルギーの創出だけでなく、エネルギーの利用も必要な視点となることから、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入や家庭部門における省エネ活動を進め、脱炭素化をめざしたエネルギー自給率の高い村を目指す必要がある。

さらに、2050年カーボンニュートラルに向けて、公共施設などの省エネや、LED化や車両のEV化、太陽光発電など新しい技術を取り入れていく必要がある。

(2) その対策

- 公共施設はもとより村民や事業者の家庭生活や事業活動などにおける省エネルギー対策を積極的に支援し、官民一体となった環境保全活動を推進する。
- 小水力やマイクロ水力、木質バイオマス、太陽光など、地域特性を生かした再生可能エネルギーの新たな導入と既存事業の継続に取り組む。
- 公用車に電気自動車を導入し、コスト低減と行政活動に伴う温室効果ガス排出の削減を図る。
- 災害時において、電気自動車のバッテリーを対策本部や避難所の非常用電源として活用する取り組みを進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生 可能エネルギーの利用 の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	再エネ発電による小型EV等充電スポット整備	西粟倉村	
		木質バイオマスエネルギー利用のための設備整備	西粟倉村	
		木質バイオマス地域熱供給システム利用拡大	西粟倉村	
		木質バイオマスエネルギー利用した農業ハウス及び内水面養殖利用の団地整備	西粟倉村	
		地下水の空調利用設備整備	西粟倉村	
		村有施設への太陽光発電設備・地中熱利用設備の導入及び空調省エネ化・照明LED化	西粟倉村	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	低炭素な村づくり補助金	西粟倉村	
	(3)その他	公用車の電気自動車導入	西粟倉村	
		観光施設の省エネ化、高効率空調への更新・LED化	西粟倉村	
ゼロカーボン達成状況の見える化事業		西粟倉村		

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

該当なし

14. 参考

(1) 過疎地域持続的発展特別事業分事業計画

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人事育 成	(4)過疎地 域持続的発 展特別事業	地域活性化空 き家改修支援 事業	西粟倉村	空き家を有効活用により住宅を確保すること で、移住者の受入が可能となり、人口増加が 期待できる。
2 産業の 振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業	鳥獣害防止対 策事業	西粟倉村	有害鳥獣対策への補助を行うことで、深刻な 獣害による被害を軽減し、長期的な農林業の 継続につながる。
		大型農業機械 購入助成事業	西粟倉村	大型機械導入への助成を行うことで、農業者 の安定的また効率的な経営につながる。
		木育推進事業	西粟倉村	村の子どもたちが村内製造の木製品に触れる 機会を作ることで、将来村を担う住民の育成 につながるとともに、木材産業の新たな可能 性が広がる。
		高性能林業機 械助成事業	西粟倉村	高性能林業機械導入への助成を行うことで、 森林整備全体の効率化、加速化の促進が図ら れる。
		創業支援事業	西粟倉村	村内での創業を促し新たな雇用の場を作るこ とで、地域全体の活性化にもつながる。
		農業振興調査 研究事業	西粟倉村	担い手育成や農業の効率化における現状把握 と打ち手の整理を行うことで、農業の安定的 な継続と工業振興が見込まれる。
		百年の森林事 業	西粟倉村	森林の集約化と計画的な施業を行うことで、 基幹産業としての林業の維持と将来にわたる 環境の基盤強化にも寄与する。
		農業振興助成 事業	西粟倉村	一定面積以上の農地を集約している農家に対 し農業機械導入の助成を行うことで、農業者 の安定的また効率的な経営につながる。
		特定地域づく り協同組合事 業	西粟倉村	人手不足の状況を事業者・労働者双方でシェ アすることで、産業の活性化と新たな雇用を 生むことにつながる。
3 地域にお ける情報化	(2)過疎地 域持続的発 展特別事業	情報基盤イン フラ整備	西粟倉村	村全域でwifi 接続環境を整備することで、将 来にわたって域内の産業及び情報、通信の基 盤を構築する。
4 交通施 設の整備、 交通手段の 確保	(9)過疎地 域持続的発 展特別事業	外出サービ ス支援事業	西粟倉村	高齢者等の外出支援を行うことで、身体的・認 知的機能の低下防止につながり、医療費や介 護給付費の抑制につながる。
5 生活環 境の整備	(7)過疎地 域持続的発 展特別事業	地域防災事業	西粟倉村	防災計画策定や防災訓練を行うことで、自主 防災力を高めることが、コミュニティの維持 継続につながる。
6 子育て 環境の確 保、高齢者	(8)過疎地 域持続的発 展特別事業	外出支援サー ビス事業（再 掲）	西粟倉村	高齢者等の外出支援を行うことで、身体的・認 知的機能の低下防止につながり、医療費や介 護給付費の抑制につながる。

等の保健及び福祉の向上及び増進		地域福祉活動推進事業	西粟倉村	高齢者の見守りや認知症予防を支援することで、将来にわたっても医療費と介護給付費の抑制につながる。
		高齢者健康づくり推進事業	西粟倉村	介護予防教室等を運営することで、将来にわたっても医療費と介護給付費の抑制につながる。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	西粟倉村国民健康保険診療所医師確保事業	西粟倉村国民健康保険診療所	医師確保を行うことで、地域医療体制を維持することができる。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	高校就学支援対策	西粟倉村	養育者の経済的な負担を軽減することで、子育て支援体制の充実が図られる。
		国際交流事業	西粟倉村	幼少期から継続して英語教育に触れる機会を作ることで、より良い国際感覚が身につき、世界で活躍できる人材の育成につながる。
		図書館運営事業	西粟倉村	ニーズに合わせた書籍の購入や村民の交流の場を創出することで、コミュニティの活性化が期待できる。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域活性化空き家改修支援事業（再掲）	西粟倉村	空き家を有効活用した住宅を確保することで、移住者の受入が可能となり、人口増加が期待できる。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	低炭素な村づくり補助金	西粟倉村	省エネ住宅に寄与する設備に補助を行うことで、脱炭素社会化社会に向けたむらづくりの実現と住環境の向上につながる。